

青森県報

号外第九十二号

令和五年
十二月十八日
(月曜日)

目次

- 田子町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決……………(事務局) ……一
- 階上町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決……………(同) ……九

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

令和五年四月二十三日執行の田子町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、三戸郡田子町大字田子字土橋道ノ上一二番地二、沢口博二ほか3名から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和五年十二月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

裁 決 書

青森県三戸郡田子町大字田子字土橋道ノ上12番地2
審査申立人 沢 口 博 二
青森県三戸郡田子町大字田子字清水頭37番地1
審査申立人 千 葉 健一郎
青森県三戸郡田子町大字石亀字石亀67番地1
審査申立人 原 和 徳
青森県三戸郡田子町大字田子字二又25番地
審査申立人 深 沢 茂 泰
青森県三戸郡田子町大字田子字田子31番地
参 加 人 北 田 勝

審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年6月21日付けで提起された同年4月23日執行の田子町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、青森県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、以下のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨及び理由

第1 審査の申立ての要旨
申立人は、本件選挙における当選人北田勝(以下「当選人」という。)の当選の効力に関する異議の申出について、田子町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が令和5年6月2日付けで行った上記異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

第2 審査の申立ての理由
その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。
1 申立人は、当選人は田子町における本件選挙前引き続き3か月以上の居住実態がないとして、令和5年4月28日、町委員会に異議を申し出た。
2 この異議の申出に対し、町委員会は、当選人は令和5年1月23日から同年4月23日までの間、引き

続き3か月以上田子町の区域内に住所を有していたと認められるとして、同年6月2日に棄却する決定を行った。

3 この町委員会の決定に対し、申立人は、次の理由から、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とする裁決を求めて、令和5年6月21日、当委員会に審査を申し立てた（同年7月1日に審査申立書補正書を提出）。

(1) 当選人の妻から町委員会に提出された支払い料金一覧は当選人が妻の手書き等で書かれたものを提出したもので電力会社、ガス会社、水道の使用量はこれらの会社等から発行された使用量のお知らせ用紙に基づく明細書ではないので疑問があり信用できない。

(2) 田子町内の店舗において令和5年1月から同年4月までの120日間日用品の買い物4回、食料品27回、燃料4回の買い物は普通に生活できる買い物状況ではない。

(3) 町委員会において、当選人の住宅の状況の所在地に地番が記載されていない。町委員会は省略したとしているが、居住実態の有無をハッキリさせるうえで大事なことなので省略して良いものなのか。

(4) 当選人が令和5年1月から同年4月まで生活していたと主張している所在地（田子町大字田子字田子）に当選人の実姉が数十年に渡ってこの土地・住宅で生活していることに鑑み、実姉から事情を聞いた時の話の内容を具体的に知らせてほしい。

これまで町委員会から申立人に出された文書内容では確かな居住実態を裏付けるものに乏しい。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定め、法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると定めている。

したがって、当選人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙が執行された令和5年4月23日の時点で引き続き3か月以上、すなわち令和5年1月23日から同年4月23日までの間（以下「本件期間」という）、田子町に住所を有していたかどうか争点となる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人から提出された審査申立書（令和5年7月1日に審査申立書補正書を提出）が適法なものと同認められたため、これを受理し、町委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、町委員会及び当選人に対して証拠書類及び証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求めたほか、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、当選人に対して撤権で質問を行い、文書等で回答を得るなど、事実関係を精査し慎重に審理を行った。

第1 住所認定についての解釈

住所に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、判例では、「選挙に関しては、住所は一人につき一か所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

そして、「選挙権の要件としての住所は、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされており、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

以上の見地を踏まえて、被選挙権の有無に関わる本件期間における当選人の生活の本拠について審理した結果は次のとおりである。

第2 当委員会における審理経過

1 本件審査の申立てに対する町委員会の弁明

(1) 当選人及び当選人の妻から提出された電力・ガス・水道等の資料は、全て、電気・ガス・水道管理運営団体（会社）から直接発行されたものであり、疑う余地はない。

(2) 町外店舗におけるレシートや紛失したレシートもあることから、決定書に記載の購入物のみで生活しているわけではない。

自家用車を所有している他の町民においても、町外店舗を利用する者が多いことから、町内での購入状況だけをみても、決して少ない数ではない。

(3) 当選人の個人情報保護のため、記載を省略したものである。

(4) 当選人の実姉は、当選人と同住所に住所を有しているが、実態は別世帯であり、令和元年7月11日から南部町内の施設に入所している。当選人と暮らしていないため、実姉からの聴取は行っていない。

当選人の居住実態については、ライフラインの使用状況、田子町内での地域活動、近隣住民からの聞き取り等を総合的に判断したものである。

2 町委員会の弁明に対する申立人の反論

(1) 電気・ガス・水道管理運営団体（会社）から発行された明細書の原本又は写しを申立人に提示しても良いのではないか。電気使用量のお知らせ（明細書）であれば使用場所まで記載されているので、当選人が居住していたと主張している住所が明確になる。

令和5年1月～4月までの電気使用量、水道料、ガス使用量についても大いに疑問がある。是非これらの明細書を申立人に提示してほしい。

町委員会の調査方法、確認方法に重大な誤りがあると考えているので、町委員会がこれらの明細書を申立人に提示できない理由があれば知らせしてほしい。また、これらの明細書を申立人が現物確認できる方法があれば知らせしてほしい。

(2) 町委員会からの決定書の中で田子町内の店舗からの買い物状況は令和5年1月～4月までの買い物状況回数が少ないのは申立人から見れば当然だと思う。

実際は南部町で暮らしていたことを裏付けるもので日常の生活の食料品等は当選人または当選人の妻が田子町以外で確保していたと考えられる。

(3) 町委員会が当選人の住所の所在地を省略した理由がわからない。N.T.Tの固定電話帳でも住所・氏名が記載されている状況の中で敬慢対応だ。当選人宛での郵便物についても令和5年1月以前から南部町の住宅に届いていることを確認している。田子町役場からの文書も南部町の当選人の居住地に届いていたようだ。

(4) 決定書に対する問い合わせに対して町委員会からの文書の回答では、「5月17日実施の当選人への証人尋問において、本人から聴取し、5月18日に現地調査により確認している」と回答していたが、弁明書においては、「当選人の妻姉からの聴取は行っていない」となっていることは、嘘と偽りの文書を町委員会が申立人に発送したことになる。

実姉が当選人と同住所に住所を有し、実態は別世帯と言っているが、実姉が生活保護法の援助を受けていたとすれば問題がさらにややこしくなると思う。

3 当選人の説明

当選人に対して職権による質問を実施し、当選人から文書等により提出された回答等の概要は以下のとおりである。

(1) 当選人の住民登録地である三戸郡田子町大字田子31番地（以下「本件住所地」という。）への居住の経緯

当選人の説明及び町委員会の決定書によると、当選人は田子町出身で20歳のときに田子町役場職員として採用された。当選人の子の高校通学のために平成9年に三戸郡南部町大字福田字畠場13番地10（以下「南部町の住所」という。）に住居（以下「南部町の住居」という。）を建築し、転居した。その後、平成16年12月に南部町の住所から実家のある本件住所地に住民票を移したが、平成27年3月までは南部町の住居が生活の拠点であった。平成28年3月に母が亡くなったことを契機に平成28年4月からは先祖の供養や墓所の管理、各団体の事務局等の業務が忙しくなり、生活の拠点を田子町の実家に本格的に移し、妻とは別居生活となったとのことである。

また、当選人は令和2年8月から令和5年7月頃まで子（三男）と一緒に生活していたとのことである。

(2) 本件住所地にある建物（以下「本件建物」という。）の状況

ア 構造は鉄筋コンクリート木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建（1階129.99㎡、2階104.34㎡、地下1階29.81㎡）。

イ 昭和58年1月10日新築（当時の所有者は当選人の母）。

ウ 現在の所有者は当選人である（平成28年4月25日所有権保存）。

エ 建物の間取りは、2階建ての7LDK、1階に風呂、洗面所が2つ、トイレが2つとなっている。LDK以外の部屋は事務所、仏間、寝室、物置として使用されている。併設されている事務所は令和5年7月31日まで自由民主党田子町支部の事務所として使用されており、電気・ガス・水道のメーターは居住部分とは別になっている。

オ 令和5年11月14日（火）に本件建物等の検証を行ったところ、生活に必要な家財道具一式が揃っていた。表札はないが、郵便受けに当選人の氏名が書かれていた。

また、田子町役場や他機関から配達された当選人あての郵便物の封筒の宛名には本件住所地が記載されていた。

(3) 当選人の生活状況

ア 本件住所地での食費・生活費等の支出

イ レシートや領収書の写しが34回分提出されている。

(1) 東奥日報、デーリー東北の新聞購読を契約しており、毎月購読料を支払っている（デーリー東北は、令和5年5月まで購読）。

(2) N.T.T東日本との固定電話契約に基づき、電話料金を2か月1回支払っている。

(3) NHKとの受信契約に基づき受信料を毎月支払っている。

イ 当選人の地域活動等の状況

(1) 平成28年6月から三戸地区交通指導隊として朝の交通安全の街頭指導を行っている。活動日は基本的に毎月1日、2日、29日、0と5の付く日となっているが、それ以外の日においても可能な日に活動している。活動時間は基本的に午前7時から午前7時45分である（4月4日（火）は午前7時から午前7時45分、午前9時から午前12時まで活動）。

(2) 南側自治会（H25～）、南本町神社税野誓組合（H26～）、本町地区集会所管理運営委員会（H27～）、本町地区資源物回収販売事業推進委員会（H27～）、本町地区自主防炎会（H27～）、田子町本町地区避難所運営委員会（R5～）、山本晴美後援会（晴山会、H27～R5.5）、自由民主党田子町支部（H29～R5.7）の事務局の書記・会計を務めており、定期的に活動している。

(3) 南部町内では、上記のような地域活動は行っていない。

(4) 本件建物における光熱水費の状況
本件建物における電気、ガス、水道の使用状況は、次のとおりであり、契約者は、いずれも当選人となっている。

ア 電気の使用状況

使用月	使用量 (kWh)	
	居住部分	事務所部分
令和4年12月	287	52
令和5年1月	369	65
令和5年2月	344	61

令和5年3月	281	53
令和5年4月	266	55
令和5年5月	278	67

※ 居住部分と事務所部分はメーターが別になっており、事務所部分のみスマートメーターが設置されている。

イ 水道の使用状況

使用期間	使用量 (m ³)		1日平均使用量(m ³)
	居住部分	事務所部分	
令和4年11月14日 ～令和5年1月13日	42		2
令和5年1月14日 ～3月9日		40	1
令和5年3月10日 ～5月12日		50	2

※ 居住部分と事務所部分はメーターが別になっている。

ウ ガスの使用状況

(7) 居住部分

請求年月	使用期間	使用量 (m ³)	1日平均使用量 (m ³)	使用料金
令和5年1月	令和4年12月26日 ～令和5年1月25日	1.5	0.048	3,426円
令和5年2月	令和5年1月26日 ～2月25日	1.5	0.048	3,391円
令和5年3月	令和5年2月26日 ～3月25日	1.4	0.050	3,319円
令和5年4月	令和5年3月26日 ～4月25日	2.4	0.077	4,375円

(4) 事務所部分

請求年月	使用期間	使用量(m ³)	使用料金
令和5年2月	令和5年1月9日～2月8日	1.1	2,972円
令和5年3月	令和5年2月9日～3月8日	0.9	2,792円
令和5年4月	令和5年3月9日～4月10日	1.1	2,972円
令和5年5月	令和5年4月11日～5月9日	1.0	2,882円

※ 居住部分と事務所部分はメーターが別になっている。

(5) 灯油の購入状況

ア 本件建物にはホームタンクの設置はなく、当選人によると、店舗での購入または南部町の住居にあるホームタンクから定期的にポリ缶 (18ℓ) を使用して運搬していたとのことである。

イ 灯油はフアンヒーター及び給湯用ボイラー用として使用している。

ウ 田子町燃料券 (2万円分) で令和4年12月に180リットルを購入した。当選人によると、燃料券は田子町役場から同月に町内全世帯を対象に配付されたとのことである。なお、燃料券での購入のため領収書の発行はなかったとのことである。

エ 令和5年2月3日に54リットル、同年4月1日に90リットルを購入した。

(6) 南部町の住居への宿泊について

本件期間中において、南部町の住居に宿泊したのは、1月27日、2月5日、18日、19日、3月6日、7日、31日、4月11日、16日の計9日間であったとのことである。町委員会の決定書によると、「当選人は令和5年1月以降で南部町 (旧福地村) の住居で寝泊まりしたのは4～5回程度である」とのことであったが、今回あらためて確認したところ、当選人から上記の日に宿泊した旨の回答があった。なお、南部町の住居に行くときは基本的に宿泊しており、日帰りで行くことはないとのことである。

(7) 当選人の運転免許証について

有効期限は令和7年7月20日となっており、本件住所地在登録住所となっている。

(8) 自家用車について

ア 軽自動車 (スズキ、キヤリアトラック)、普通自動車 (ツツダ、ヒアソテ) の2台を保有している。所有者の名義はいずれも当選人である。

イ 自家用車は日常的に買い物や仕事等に使用しているとのことである。

(9) 子 (三男) について

令和2年8月から田子町教育委員会の臨時職員として勤務していたが、令和5年8月からは宮城県の人に就職が決まり、現在は単身で暮らしているとのことである。

(10) 当選人の妻について

ア 妻は平成30年2月20日を転入日として、南部町の住所から本件住所地に住民登録をしている。住民票を異動した理由は、当選人が平成31年4月執行の田子町議会議員選挙に立候補するにあたり、当選人の選挙運動等をサポートしてもらう必要があるため異動したとのことである。

イ 現在無職であり、町委員会の決定書によると、「平成31年4月から田子町に居住予定であったが、孫 (長女の子) 3人の世話をするため、南部町に引き続き居住することになった。孫は南部町の小学校に通学しているが、孫の下校時から長女が迎えにくるまでの間、世話をしている」とされている。

ウ 孫 (長女の子) のうち1人は、毎週末南部町の住居に宿泊しているとのことである。また、孫3人 (長女の子) は田子町のパソコン教室に毎週月曜日・火曜日に通っており、基本的に当選人の妻が車で送迎している。なお、妻は孫のパソコン教室が終わるまでの間、本件建物で待機し、室内の掃除等を行っているとのことである。

エ 妻が本件建物に泊まるのは年末くらいとのことである。
 (11) 南部町の住居について

ア 建物の状況

(ア) 構造は、木造珪綿メッキ鋼板葺2階建（1階101.02㎡、2階59.62㎡）。

(イ) 当選人と妻の共有名義である（当選人100分の53、妻100分の47）。

(ウ) 平成9年6月8日新築。

(エ) 当選人によると、子を高校に通学させるために建設したとのことである。

(オ) 建物の間取りは、2階建ての5LDK、1階に風呂、洗面所、1階2階にトイレとなっている。LDK以外の部屋は仏間、寝室として使用されている。

(カ) 令和5年11月14日（火）に現地の住居の検証を行ったところ、生活に必要な家具道具一式が揃っていた。当選人が南部町の住居に泊まる時に使用している部屋にはシングルベッドのフレームだけが置かれていた。

イ 光熱水費の使用状況

南部町の住居における電気、ガス、水道、灯油の使用または購入状況は、次のとおりであり、契約者は、いずれも当選人となっている。

(ク) 電気の使用状況

使用月	使用量 (kWh)
令和4年12月	233
令和5年1月	284
令和5年2月	283
令和5年3月	298
令和5年4月	234
令和5年5月	266

(ケ) 水道の使用状況

使用期間	使用量 (㎡)	1日平均使用量 (㎡)
令和4年12月25日～令和5年2月24日	23	0.371
令和5年2月25日～4月26日	25	0.410
令和5年4月27日～6月27日	19	0.306

(コ) ガスの使用状況

請求年月	使用期間	使用量 (㎡)	1日平均使用量 (㎡)	料金
令和5年1月	令和4年12月18日 ～令和5年1月17日	1.7	0.055	3,511円
令和5年2月	令和5年1月18日 ～2月17日	2.2	0.071	3,929円

令和5年3月	令和5年2月18日 ～3月17日	1.7	0.061	3,511円
令和5年4月	令和5年3月18日 ～4月17日	1.7	0.055	3,511円

(ク) 灯油の購入状況

請求年月	灯油購入量(ℓ)	灯油料金
令和4年11月	317	33,127円
令和5年1月	322	34,003円
令和5年4月	275	28,738円

※ ホームタンクの容量は400リットル

第3 当委員会の判断

1 当委員会の認定した事実

証拠書類等及び職権による質問に対する当選人の回答等から以下の事実が認められる。

(1) 当選人等の住民登録

ア 当選人は平成16年12月3日を転入日として、南部町の住所から本件住所地に住民登録をしている。

イ 住民票上は、当選人と妻の2人世帯であるが、当選人によると、妻は南部町の住居に単身で暮らしているとのことである。

ウ 住民票によると、子（三男）が令和2年8月31日を転入日として、南部町の住所から本件住所地に住民登録をしているが、住民票上は別世帯となっている。

(2) 田子町議会議員一般選挙における当選人の立候補及び当選の記録

ア 平成31年4月21日執行の田子町議会議員一般選挙で初当選。

イ 令和5年4月23日執行の本件選挙で再選（2期目）。

(3) 当選人の生活状況

ア 提出されたレシートや領収書の写しから、少なくとも本件期間のうち24日は田子町内で買い物をしたことが認められる。

イ 当選人の地域活動等の状況

(ア) 三戸地区交通安全指導隊として朝の交通安全の街頭指導を行っており、本件期間において計40日（1月は4回、2月は12回、3月は11回、4月は13回）活動している。

(イ) 南側自治会（H25～）、南本町納税貯蓄組合（H26～）、本町地区集会所管理運営委員会（H27～）、本町地区資源物回収販売事業推進委員会（H27～）、本町地区自主防災会（H27～）、田子町本町地区避難所運営委員会（H5～）、山本晴美後援会（晴山会、H27～H5.5）の事務局の書記・会計を務めており、定期的に活動している。

(ウ) 当選人は、平成29年4月8日から令和5年7月31日まで自由民主党田子町支部の会計責任者を務めており、当委員会への届出書に記載の住所は本件住所地となっている。また、

上記期間中、本件住所地が同支部の主たる事務所の所在地となっている。

(ロ) 当選人の説明によると、南部町の住所では、上記地域活動は行っていない。

ウ 当選人の説明によると、南部町の住居には、本件期間において計9日間宿泊している。

エ 自家用車については、ガソリン使用に係る領収書等も提出されており、日常的に使用しているものと認められる。

オ 宛名を当選人とする郵便物の送付先は本件住所地となっている。

カ 当選人が本件建物に居住していることを認める陳述書と題した254名分の署名簿の提出がある。

(4) 本件建物における光熱水費の状況

ア 電気の使用状況

(イ) 事業者発行の明細により確認できる本件建物の居住部分における使用状況は次のとおりである。

(ロ) また、東北電力株式会社ホームページで公表している令和3年度の平均データによる1か月当たりの青森県における電気使用量は次のとおりである。

使用月	使用量 (kWh) ※居住部分	電気使用量平均 (kWh) (令和3年度東北電力)	
		1人世帯	2人世帯
令和4年12月	287	152	319
令和5年1月	369	203	412
令和5年2月	344	171	366
令和5年3月	281	178	347
令和5年4月	266	143	322
令和5年5月	278	135	303

イ 水道の使用状況

(イ) 事業者発行の明細により確認できる本件建物の居住部分における使用状況は次のとおりである。

(ロ) また、東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、2人世帯の1か月当たりの平均使用水量は14.9m³であり、1日平均にすると約0.50m³である。

使用期間	使用量 (m ³)	
	※居住部分	※居住部分
令和4年11月14日～令和5年1月13日	42	0.689
令和5年1月14日～3月9日	40	0.727
令和5年3月10日～5月12日	50	0.781

ウ ガスの使用状況

(イ) 事業者発行の明細により確認できる本件建物の居住部分における使用状況は次のとおり

である。

(イ) また、総務省の家計調査によると、青森市の2人以上の世帯における1か月当たりのガス使用料金は、令和5年1月は2,415円、2月は2,305円、3月は2,534円、4月は1,994円である。

請求年月	使用期間	使用量 (m ³)	1日平均使用量 (m ³)	使用料金	総務省家計調査(2人世帯)
令和5年1月	令和4年12月26日 ～令和5年1月25日	1.5	0.048	3,426円	2,415円
令和5年2月	令和5年1月26日 ～2月25日	1.5	0.048	3,391円	2,305円
令和5年3月	令和5年2月26日 ～3月25日	1.4	0.050	3,319円	2,534円
令和5年4月 ～4月25日	令和5年3月26日	2.4	0.077	4,375円	1,994円

エ 灯油の購入状況

(イ) 灯油の購入については、令和4年12月から令和5年3月の期間において、田子町燃料券での購入分180リットル、店舗購入分54リットル、南部町の住居からの運搬分319リットル(南部町の住居のホームタンクには令和4年11月に317リットル、令和5年1月に322リットル)が給油されており、その半分程度は田子町に運搬したとの当選人の申出を元に試算。(317+322)×1/2=319リットルの計553リットル程度を消費していたと見込まれる。

(ロ) 総務省の家計調査(2022年12月～2023年3月)によると、青森市の2人以上の世帯における令和4年12月～3月期の灯油購入金額の平均は51,960円である。また、資源エネルギー庁の石油製品価格調査によると、青森県における令和4年12月～3月の灯油店頭価格の平均は1リットルあたり、106.6円である。これらを用いて試算すると青森市の2人以上の世帯における令和4年12月～令和5年3月の灯油購入量の平均は487リットルである。

(5) 南部町の住居における光熱水費の状況

ア 電気の使用状況

(イ) 事業者発行の明細により確認できる南部町の住居における使用状況は次のとおりである。

(ロ) また、東北電力株式会社ホームページで公表している令和3年度の平均データによる1か月当たりの青森県における電気使用量は次のとおりである。

使用月	使用量 (kWh)	電気使用量平均 (kWh) (令和3年度東北電力)	
		1人世帯	2人世帯
令和4年12月	233	182	319
令和5年1月	284	203	412

令和5年2月	283	171	366
令和5年3月	298	178	347
令和5年4月	234	143	322
令和5年5月	266	135	303

イ 水道の使用状況

- (ア) 事業者発行の明細により確認できる南部町の住居における使用状況は次のとおりである。
- (イ) また、東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、1人世帯の1か月当たりの平均使用水量は8.1m³であり、1日平均にすると約0.27m³である。

使用期間	使用量(m ³)	1日平均使用量(m ³)
令和4年12月25日～令和5年2月24日	23	0.371
令和5年2月25日～4月26日	25	0.410
令和5年4月27日～6月27日	19	0.306

ウ ガスの使用状況

- (ア) 事業者発行の明細により確認できる南部町の住居における使用状況は次のとおりである。
- (イ) また、総務省の家計調査によると、青森市の2人以上の世帯における1か月当たりのガス使用料金は、令和5年1月は2,415円、2月は2,305円、3月は2,534円、4月は1,994円である。

請求年月	使用期間	使用量(m ³)	1日平均使用量(m ³)	料金
令和5年1月	令和4年12月18日 ～令和5年1月17日	1.7	0.055	3,511円
令和5年2月	令和5年1月18日 ～2月17日	2.2	0.071	3,929円
令和5年3月	令和5年2月18日 ～3月17日	1.7	0.061	3,511円
令和5年4月	令和5年3月18日 ～4月17日	1.7	0.055	3,511円

エ 灯油の購入状況

- (ア) 事業者発行の明細により確認できる南部町の住居における購入状況は次のとおりである。
- (イ) 灯油購入量について、令和4年12月から令和5年3月の期間において、田子町への運搬分を除くと、320リットル程度を消費していたと見込まれる。

請求年月	灯油購入量(ℓ)	灯油料金
令和4年11月	317	33,127円
令和5年1月	322	34,003円
令和5年4月	275	28,738円

※ ホームタンクの容量は400リットル

(6) 審査の申立ての理由について

ア 理由の(1)について、提出書類等は自作されたものではなく、各事業者から発行されたものであることが明らかである。

イ 理由の(2)について、当選人によると、提出した領収書は一部であり、紛失した領収書もあるとのことである。また、当選人は自家用車を保有し、ガソリン使用に係る領収書等も提出されていることから、日常的に自家用車を使用していることを確認しており、容易に町外において買い物をすることは可能である。また、生活の本拠たる実体を具備しているか否かは、諸般の事情を踏まえ総合的に判断されるべきものであり、町内での買い物回数が少ないことをもって、当選人の生活の本拠は南部町にあると判断することはできない。

ウ 理由の(3)について、住所を省略した理由は町委員会の弁明書のとおりである。また、田子町役場から当選人あての郵便物は本件住所地に届いていることを確認している。

エ 理由の(4)について、町委員会の決定書に対する問い合わせにおいて、申立人は「この土地の住宅に当選人の姉も住んでいると思うが当選人の居住状況を聞いたのか」と質問しているが、町委員会では、実姉は本件住所地に住所を有しているが、令和元年から施設に入所しているため、実姉からの聴取は不要と判断している。

なお、申立人の反論(4)において、町委員会は当初実姉から聴取した旨回答したにもかかわらず、弁明書において、実姉から聴取は行っていないとする嘘と偽りの文書を送ったとの主張に記載したものである。

2 判断

(1) 本件建物における光熱水費の状況等について

ア 電気、水道、ガス、灯油の使用状況

(ア) 電気使用量について、本件期間中の1か月あたりの使用量は、1人世帯の平均的な1か月あたりの電気使用量よりは多く、2人世帯のそれよりはやや少ないものである。

(イ) 水道使用量について、本件期間中の1か月あたりの使用量は、2人世帯の平均的な1か月あたりの水道使用量よりも多いものである。

(ウ) ガス使用料金について、本件期間中の1か月あたりの使用料金は、青森市における2人世帯の平均的な1か月あたりのガス使用料金よりも多いものである。

(エ) 灯油については、令和4年12月から令和5年3月の期間において、計553リットル程度を消費していたと見込まれ、青森市の2人以上の世帯における令和4年12月～令和5年3月の灯油購入量の平均である487リットルを上回る。

イ 本件住所地での生活状況

当選人は、田子町内において各団体事務局の書記・会計や、三戸地区交通指導隊として定期的に活動しているほか、免許証の登録住所、公的機関に提出した際の届出住所、郵便物の配達状況等から、本件住所地に於て日常的に生活している様子が窺える。

(2) 南部町の住居における光熱水費の状況について

ア 電気使用量について、本件期間中の1か月あたりの使用量は、1人世帯の平均的な1か月あたりの電気使用量よりは多く、2人世帯のそれよりはやや少ないものである。

イ 水道使用量について、本件期間中の1か月あたりの使用量は、1人世帯の平均的な1か月あたりの水道使用量よりも多いものである。

ウ ガス使用料金について、本件期間中の1か月あたりの使用料金は、青森市における2人世帯の平均的な1か月あたりのガス使用料金よりも多いものである。

エ 灯油の使用について、令和4年12月から令和5年3月の期間において、田子町への運搬分を除くと、320リットル程度を消費していたと見込まれ、青森市の2人以上の世帯における令和4年12月～令和5年3月の灯油購入量の平均である487リットルを下回るが、1人世帯であることを考慮すると、特段使用量が少ないとは言えない。

(3) まとめ

当選人は本件期間中において、田子町内にある南側自治会、南本町納税貯蓄組合、本町地区集会所管理運営委員会、本町地区資源物回収販売事業推進委員会、本町地区自主防災会等の事務局の書記・会計として定期的に活動しているほか、三戸地区交通指導隊として交通安全の街頭指導を継続的に行っており、田子町が当選人の社会活動の中心であると認められる。

また、電気、水道、ガス、灯油については、本件期間中、本件建物及び南部町の住居のどちらも一定程度の使用量が認められるものの、ガスを除き、本件建物における使用量が南部町の住居における使用量を上回っている。なお、2人世帯である本件建物の電気使用量をみると、東北電力株式会社が公表している2人世帯の平均的な電気使用量には満たない状況であるのに対し、1人世帯である南部町の住居においては、1人世帯の平均的な電気使用量よりやや多い状況である。このことについては、本件建物において当選人及び同居している当選人の子は日中仕事でほとんど不在にしており電気が使用されていないこと、南部町の住居には孫が頻繁に出入りしており相應の電気の使用が見込まれることが原因であると推察される。

本件期間中における南部町の住居での宿泊が9日間という当選人の主張については客観的な根拠はないものの、居住の実体の総体として本件建物における居住を否定する生活状況は認められない。さらに、郵便物の配達状況等の客観的状况も考慮すると、当選人は本件住所地にあって、相当の実体のある社会生活を営んでいると認められ、当選人は、令和5年4月23日の時点で引き続き3か月以上、本件住所地を生活の本拠としており、田子町の区域内に住所を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有している。

なお、申立人は、町委員会が決定書において当選人の住所を省略したことは不適切だということや、町委員会が実地の聴取に関して申立人に虚偽の文書を送付したことは問題だということも主張しているが、本件審理は公職選挙法第206条に基づき当選の効力についてのみ審査を行うものであり、これらの事項について審理するものではない。

第4 結論

以上によれば、申立人の本件審査の申立て理由は認められない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和5年12月8日

青森県選挙管理委員会

委員長 畑 井 義 徳

法第207条の規定により、この決定に不服のあるときは、当委員会を被告として、この判決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

令和五年四月二十三日執行の階上町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、三戸郡階上町大字道仏字外窪一六番地、大下修から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年十二月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

裁 決 書

青森県三戸郡階上町大字道仏字外窪16番地

審査申立人 大 下 修

青森県三戸郡階上町着前西1丁目9番地3141

参 加 人 渡 部 高 明

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月26日付けで提起された同年4月23日執行の階上町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、青森県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、以下のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨及び理由

第1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選人渡部高明（以下「当選人」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、階上町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和5年6月6日付けで行った上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

第2 審査の申立ての理由

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 申立人は、当選人は階上町における本件選挙前引き続き3か月以上の居住実態がないとして、令和5年5月8日、町委員会に異議を申し出た。
- 2 この異議の申出に対し、町委員会は、当選人は令和4年10月26日に住民票上の住所を階上町の自宅建物（以下「本件建物」という。）と同一の所在地に定め、同年11月9日頃までに本件建物の賃借や内装等の工事を行うなどして本件建物で居住できる状況になっていたこと、電気水道の使用もあることから、当選人は令和5年4月23日までの間、引き続き3か月以上本件建物に生活の本拠があり、階上町内に住所があったと認められるとして、同年6月6日に棄却する決定を行った。
- 3 この町委員会の決定に対し、申立人は、次の理由から、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とする裁決を求めて、令和5年6月26日、当委員会に審査を申し立てた（同年7月6日に審査申立書補正書を提出）。

- (1) 町委員会は令和5年1月31日を居住開始日と判断しているのではない。
 - (2) 当選人の令和4年11月、同年12月、令和5年3月、同年4月における本件建物以外への宿泊状況も確認してもらいたい。また、大学を退職した年月日を確認してもらいたい。
 - (3) 当選人の令和5年3月以前の移動手段、及び同年3月以降に自動車を手動手段としてのガソリンの使用量を確認してもらいたい。
 - (4) 当選人の妻について、足の状況及び長女の家事や育児の補助の状況、並びに当選人の単身赴任した経緯を確認してもらいたい。
 - (5) 当選人は灯油176リットルを購入したとあるが、灯油の使用量及び使用する器具を確認してもらいたい。
 - (6) 当選人は区長に令和4年12月から令和5年2月までの町内会費780円を支払ったとあるが、町内会に入会したのであれば班に属する。何班に所属したのか、毎月の広報配布が行われたのか、配布の状況、募金、奉仕活動、総会の出席の可否など町内会活動を区長、班長に確認してもらいたい。
 - (7) 当選人は「つながるぬくもり階上町空き家バンク利用移住者引越費用補助金」の申請をしたとあるが、申請する前に「つながるぬくもり階上町空き家バンク利用登録申請書」を提出する必要がある。申請日及び利用目的を確認してもらいたい。
 - (8) 本件建物における水道使用量について、実態を把握するために令和5年6月末までの使用量も確認してもらいたい。
 - (9) 事実認定をするに当たって、宿泊や光熱費のみでなく、衣類、食事、洗濯、入浴等も確認してもらいたい。食事は自炊、弁当又は外食か、買い物はスーパー、コンビニか。聴取とともに領収書及び店舗の確認を行ってもらいたい。他にクリーニング店の利用及びゴミ出し等も確認してもらいたい。
 - (10) 当選人は令和5年1月6日、同月7日、同月14日、同月15日、同月26日から29日まで、勤務先である大学の仕事があるため秋田市内に宿泊したとあるが、宿泊先や大学の試験立会の状況を確認してもらいたい。
- また、犬の散歩で本件建物前を通る近隣住民は、令和4年10月頃から、当選人とよく会い、挨拶するようになったとあるが、近隣住民の証言を確認してもらいたい。
- (11) 本件建物における電気使用量について、令和4年11月分、同年12月分、令和5年1月分は一人世帯の平均的な使用量を上回り、同年2月分から平均使用量の2倍を超えていたとしている。令和4年10月下旬頃にファンヒーターなどを運び込んだとしているが電気式なのか灯油式なのか不明であり、灯油を購入している割に令和5年2月以降の使用量が多い。
- 1人住まいの冬場の平均使用量は5.5kWh/日ではないかと推察するが、本件建物では令和5年2月の使用量が464kWhで平均の2.65倍と多く、同年3月及び4月は漸次減少しているものの2倍を超えていることから、令和4年11月～令和5年4月の電気器具の使用の仕方を確認してもらいたい。実態をより把握するために令和5年6月までの使用量も確認してもらいたい。

- (12) 当選人は令和5年1月30日、引越業者に対し、同月31日を引越日とする引越代金として6万7,650円を支払っているが、同日から当選人が本件建物で居住し始めたのであれば、電気使用量は、同月30日まで少なく、同月31日から増加するはずであるが、実際にはそのようになっていないとあるが、同月30日の電気使用量は5.4kWhであるのに対し、同月31日の電気使用量は21.3kWhで、使用量が大幅に増加している。

続いて、当選人は令和4年10月頃、宿泊できる最低限の家具として、テレビ、電子レンジ、ベッド、ファンヒーター等を運んだと述べている。本件建物の貸主（以下「貸主」という。）も、同月下旬頃、当選人は本件建物に荷物を運んでいたこと、同年12月頃、当選人から水拭きの方法を聞かれ、その方法を教えたことなどを述べている。また、犬の散歩で本件建物前を通る近隣住民は、同年10月頃から当選人とよく会い挨拶するようになったことを述べており、散歩で本件建物前を通る別の近隣住民は、同年11月頃から当選人を見かけており、会えば話をすると述べている。これらの供述は、令和5年4月23日までの間、引き続き3か月以上、本件建物が当選人の住所であったことと整合するとしているが、日毎の電気使用量の精査、確認に欠ける。

また、居住開始日を令和5年1月31日とすると、公職選挙法で定めた3か月以上の居住の起算日1月23日から7日間不足している。7日間不足している事実より、令和4年10月～12月の当選人や貸主、近隣住民の供述を優先し判断したことに疑義を呈する。

- 居住実態に関し、当時、言い訳やアクリル板工務をしているとの噂や当選人の支持者と町委員会が通じ合っているとの噂も聞かれた。県選挙管理委員会には、事実を確認し判断してもらいたい。
- (13) 決定書の主文に對する一連の決定理由は、結論ありきで推移したのではないかと疑問がある。また、当選人の選挙活動に對する町委員会の対応にも疑義があるため、町委員会の業務について令和5年第3回階上町議会定例会一般質問の議事録も添付するので確認し県において判断してもらいたい。
- (14) 「生活の本拠」「居住の実態」の指針となるものを提示してもらいたい。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定め、法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると定めている。したがって、当選人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙が執行された令和5年4月23日の時点で引き続き3か月以上、すなわち令和5年1月23日から同年4月23日までの間（以下「本件期間」という。）、階上町に住所を有していたかが争点となる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人から提出された審査申立書（令和5年7月6日に審査申立書補正書を提出）が適法なものと認められたため、これを受理し、町委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、町委員会及び当選人に対して証拠書類及び証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求めたほか、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、当選人に対して職権で質問を行い、文書等で回答を得るなど、事実関係を精査し慎重に審理を行った。

第1 住所認定についての解釈

住所に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、判例では、「選挙に關しては、住所は一人につき一か所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

そして、「選挙権の要件としての住所は、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされており、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

以上の見地を踏まえて、被選挙権の有無に関わる本件期間における当選人の生活の本拠について審理した結果は次のとおりである。

第2 当委員会における審理経過

1 本件審査の申立てに対する町委員会の弁明

- (1) 町委員会は、当選人が令和5年4月23日までの間、引き続き3か月以上、本件建物に生活の本拠があり、本町内に住所があったと判断したのであって、令和5年1月31日から居住を開始したとは判断していない。
- (2) 本件建物以外への宿泊状況は当選人の主張であり、町委員会の判断した内容ではない。大学を退職した年月日は、居住実態（被選挙権の住所要件）には直接関係しないのではないかと。
- (3) 移動手段は当選人の主張であり、町委員会の判断した内容ではない。カソリンを使用した記録、領収書等は見当たらない。
- (4) 当選人の妻の状況及び長女の家事や育児の補助の状況、並びに当選人の単身赴任した経験は当選人の主張であり、町委員会の判断した内容ではない。
- (5) 灯油の使用量については、令和4年11月2日のほか、令和5年4月29日に9リットルを購入した旨の領収明細書がある。
- (6) 町内会の所属班や広報配布状況等に関する資料は見当たらない。居住実態（被選挙権の住所要件）は、町委員会が調査及び収集した資料で判断できる。

(7) 「つながるぬくもり階上町空き家バンク利用登録申込書」には、申請日は令和4年9月22日、利用目的は事務所開設と書いている。

(8) 令和5年6月末までの水道使用量について、居住実態（被選挙権の住所要件）としては、令和5年4月23日までの判断であるため確認の必要はない。

(9) 食事、洗濯に関する資料は見当たらない。居住実態（被選挙権の住所要件）は、町委員会が調査及び収集した資料で判断できる。

(10) 秋田市での宿泊及び大学の試験立会いを裏付ける資料は見当たらない。居住実態（被選挙権の住所要件）は、町委員会が調査及び収集した資料で判断できる。

(11) フォンヒーターが電気式か灯油式かの資料、電気器具の使用の仕方や令和5年6月までの電気使用量に関する資料は見当たらない。居住実態（被選挙権の住所要件）は、町委員会が調査及び収集した資料で判断できる。

(12) 居住開始日が令和5年1月31日とすると3か月以上の居住要件に7日間不足しているが、この事実より、令和4年10月～12月の当選人や貸主、近隣住民の供述を優先して判断したという申立人の主張は争う。

令和4年12月以降、本件建物における毎日の電気使用量は、月の日数の半分を超える日数があり、本件建物で宿泊していない日より多くなっていたのであり、令和5年1月31日から急増したのではない。

(13) 決定書の本文に対する一連の決定理由は、結論ありきで推移したのではないかと等々の申立人の主張は争う。

(14) 「生活の本拠」「居住の実態」の指針となるものを提示してもらいたい等の申立人の感想や果への要望については関知しない。

2 町委員会の弁明に対する申立人の反論

- (1) 決定書に「1月30日に引越し代金を支払っている」とあることから日常使う家具・器具・衣服を運んだと理解できる。決定書の文言も「居住を開始したのであれば・・・」としていることから、居住を開始した日と判断した。生活の本拠（居住開始）とした日時をいつと考えているのか伺いたす。
- (2) 大学を退職した年月日は、結果的に関係しない場合があるが、あらゆる場面において、職業は本人確認の基本情報である。退職年月日を確認することで職業を把握・理解できる。令和5年2月以降、大学の所在地である秋田県に出かけていないようであるが、同年3月に行われた後援会活動のフォーラム資料には、法学部准教授とある。また、当選後の所属委員会を議論する資料の職業欄は大学教員としている。そして、現在の職業は行政書士となっている。職業を確認することは本人確認の基本と考える。
- (3) 階上町内で活動・生活するには、車が必要不可欠と考える。令和5年1月及び2月の移動手段や使用しているカソリンスタンドやカソリンの使用量を確認することで、生活の本拠を把握・確認できる。

(4) 家族との生活は、生活の本拠の重要な判断事項である。家族と同居できない理由を確認する必要がある。

(5) 灯油の使用量について、令和4年11月2日に176リットルを購入、令和5年4月29日に91リットルを購入とある。91リットルを5か月で使用すると、1か月18リットルと少ない。使用機器と使用の仕方を確認することは居住実態を把握する上で必要なことである。

(6) 町内会に加入したのであれば班編制や広報配布がなされるはずである。資料が無いのであれば町内会長に確認してもらいたい。

また、一般的な賃貸契約や電気水道料の証明だけで生活の本拠の確認となり得ない。資料のみではなく多方面のヒアリングも十分判断できる情報といえる。広く調査し、事実を確認することが居住実態の把握となる。

(7) 「つながるぬくもり階上町空き家バンク利用登録申込書」における利用目的の事務所開設は、行政書士事務所のことか確認したい。

(8) 水道使用量について、令和5年4月23日までの期間での判断で、同年6月末までの使用量は確認の必要がないとしているが、より可能な長期間を調査することで生活の実態をより把握できる。

(9) 衣類、食事、洗濯、入浴等について資料が見当たらないとしているが、上記(6)の反論と同様である。

(10) 秋田市での宿泊及び大学の試験立会いについて資料が見当たらないとしているが、上記(6)の反論と同様である。電話でホテルや大学事務局に確認してもらいたい。

(11) フォンヒーターが電気式か灯油式かの資料、電気器具の使用の仕方や令和5年6月までの電気使用量に関する資料は見当たらないとしているが、上記(6)の反論と同様である。

(12) 電気使用量について、令和5年1月31日から急増したのではないとの弁明の通りかもしれない。言い切れる理由を示し事実確認をしてもらいたい。

(13) 「決定書の本文に対する一連の決定理由は、結論ありきで推移したのではないかと疑問がある」は、町委員会の判断の内容が不明瞭であり、生活の本拠の判断に当たって、家族、衣食、移動手段、職業など基本的な情報が調査されていないことに疑義が生じたものである。

3 当選人の説明

当選人に対して職権による質問を実施し、当選人から文書等により提出された回答の概要は以下のとおりである。

(1) 当選人の勤務状況

ア 秋田市の大学での勤務
当選人は、従前から秋田市内の大学で勤務しており、その勤務状況は次のとおりである。契約教員の職については、階上町議会議員への当選を受け、選挙期日と同日付けで大学に退職届を出している。

- (ア) 正規職員 平成20年4月1日～平成29年9月30日 (勤務日：週休日以外毎日)
- (イ) 契約教員 平成29年10月1日～令和5年4月23日 (勤務日：週に1回程度)

(ウ) 非常勤講師 令和5年10月1日～ (勤務日：2週に1回程度)

行政書士事務所の開設
当選人は、令和4年12月15日、日本行政書士会連合会から行政書士としての登録を受け、令和5年6月、本件建物に行政書士事務所を開設した。

(2) 当選人の住所

ア 当選人が大学の正規職員だった期間は、連日大学へ出勤するため、秋田市に住民票を置き居住していたが、平成29年10月から契約教員となり、出勤日が週1回程度に減少したことから、八戸市の実家に住所を移し、八戸市から秋田市まで通勤していた。

イ 大学へは自家用車又は公共交通機関で通勤しているが、八戸市から秋田市まで自家用車で6時間程度、公共交通機関で4時間程度の時間を要するため、正規職員の頃から賃借している秋田市内のマンションをそのまま借り続け、秋田市へ行った際に宿泊するなどしていた。

ウ 階上町への行政書士事務所の開設や階上町議会議員への立候補を考慮し、令和4年10月16日、本件建物につき、賃貸借期間を令和4年11月1日～令和6年10月31日とする賃貸借契約を締結し、令和4年10月26日、八戸市から階上町に住民票を移した。本件建物には、令和4年11月1日から居住している。

(3) 本件建物における居住環境等

ア 本件建物には当選人が単身で居住している。

イ 本件建物には行政書士事務所及び自身の後援会事務所を設置しているが、当選人が不在時に家族や他人が建物内に入ることはない。

ウ 本件建物の間取りは、平屋の3LDK、風呂、洗面所、トイレとなっている。LDK以外の部屋は、それぞれ行政書士事務所の執務室、寝室、居室兼物置として使用している。

エ 本件建物の電気及び水道は、令和4年10月25日に通した。

オ 当選人との賃貸借契約を受け、貸主が工務店に依頼し、本件建物の内装等の工事を行い、工事は令和4年11月9日に完了した(工期：11月1日～9日)。

カ 当選人は、令和5年1月8日、固定電話を設置するため、八戸市の携帯電話店に本件建物の光回線工事を依頼し、同店系列工事業者より同月11日、同年3月7日に光回線工事を実施する旨通知があり、工事は予定通り実施された。

(4) 本件建物における家具・道具等の状況

ア 令和4年10月30日、本件建物に住むための最低限の荷物として、八戸市の実家から、テレビ、電子レンジ、ベッド、ファンヒーター等を搬入した。なお、搬入は長女の夫のワゴン車で行った。

イ 大学に行く機会が今後減ると思われることを考慮し、大学が春休みに入る前の当選人の最後の授業後、令和5年1月30日に秋田市のマンションを引き払った。同日に同マンションの全ての荷物を積み込み、翌31日に八戸市の実家に残っていた荷物も積んで、同日、本件建物にソファ、テレビ、机、テレビ等を搬入した。なお、引越しは、秋田市からの長距離移動になることを考慮し、引越業者に依頼して行った。

(5) 本件建物への引越しに伴う補助金利用

ア 当選人は、令和4年9月22日、本件建物への引越しに当たり、「つながるぬくもり階上町空き家バンク利用登録申込書」を階上町に提出した。同申込書の利用目的欄には、行政書士事務所及び自身の後援会事務所の設置を意図し、「事務所開設」と記載した。

イ 貸主が実施した本件建物の内装等の工事について、令和4年11月10日、貸主は階上町に「つながるぬくもり階上町空き家バンク住改修支援費補助金（空き家バンク登録物件所有者等又は階上町への移住を目的とする利用希望者に対し、登録物件を改修するための費用の一部を補助するもの）」に係る事業報告を行い、階上町は同月18日、貸主へ同補助金30万円の交付決定を行った。令和5年1月18日、当選人は「つながるぬくもり階上町空き家バンク利用移住者引越費用補助金（空き家バンクの登録物件に入居する移住者に対し、引越しに要する経費の一部を補助するもの）」の申請を行い、階上町は同月26日、当選人への4万5千円の交付決定を行った。同月30日、当選人は引越業者に対し、同月31日を引越日とする引越代金として6万7,650円を支払った。

(6) 八戸市の実家の状況
ア 八戸市の実家には当選人の妻が、その隣家には当選人の長女家族が暮らしている。

イ 当選人の妻は足が不自由であること、毎日朝夕に合わせて3時間半程度、隣家の孫の世話をしていることから、本件建物に同居することは困難な状況である。

ウ 当選人の妻や長女家族が本件建物を助めることは殆どない。

(7) 本件建物へ居住後の外出・宿泊状況
ア 当選人が本件建物への居住を開始した令和4年11月1日から令和5年4月23日までの174日間のうち、本件建物以外に宿泊したのは、11月3・4日の秋田市、11月18・19日の秋田市、11月25・26日の秋田市、12月8・9日の秋田市、12月21～23日の秋田市、12月29日～1月3日の八戸市、1月6・7日の秋田市、1月12日の秋田市、1月13・14日の大館市、1月15日の八戸市、1月26～29日の秋田市、1月30日の八戸市、2月12日の八戸市、2月21・22日の八戸市の計31日間であり、令和5年1月23日から同年4月23日までの91日間のうちで、本件建物以外に宿泊したのは、計8日間である。

(8) 地域活動等の状況
ア 町内会

(ア) 当選人は、本件建物の住所地の町内会に加入し、令和4年11月12日、同年12月～令和5年2月の3か月分の町内会費として780円を、令和5年6月11日に、令和5年3月～令和6年2月分の町内会費として3,200円を区長に支払った。

(イ) 当選人は、地区の1丁目2班に属し、令和4年11月以降、月1回行われる草刈り、不定期に実施されるごみ拾い活動、地区の秋祭りなどに積極的に参加している。町の広報誌、議会だより、社教だよりが定期的にポストに投函されている。

イ 卓球クラブ

当選人は、令和5年2月8日から、毎週水曜日に開催されている地域の卓球クラブに通っており、本件選挙前の期間を除き、ほぼ毎週参加している。

ウ インフルエンザの子防接種

当選人は、令和4年12月19日、階上町内の医療機関でインフルエンザの子防接種をし、階上町高齢者インフルエンザ子防接種種済証の交付を受けた。

(9) 本件建物における光熱水費の状況
ア 電気の使用状況

(ア) 本件建物における電気の使用状況は次のとおり。

使用期間 (日数)	第Ⅰ期 10/25～11/20 (27日間)	第Ⅱ期 11/21～12/19 (29日間)	第Ⅲ期 12/20～1/19 (31日間)	第Ⅳ期 1/20～2/17 (29日間)	第Ⅴ期 2/18～3/19 (30日間)	第Ⅵ期 3/20～4/19 (31日間)
使用量 (1日平均)	145kWh (5.37kWh)	181kWh (6.24kWh)	280kWh (9.03kWh)	454kWh (15.66kWh)	402kWh (13.40kWh)	352kWh (11.35kWh)
料 金	5,386円	6,676円	9,870円	12,911円	11,392円	9,933円

(イ) 本件建物における電気使用量が多いものとしては、主とした暖房器具として使用しているエアコンの他、電気ストーブがあり、エアコンは就寝時も付けたままにするなど、よく使用している。暖房器具の設置状況は次のとおりであり、エアコンを3台、ファンヒーターを3台、電気ストーブを3台設置・使用している。

部屋名	LDK	行政書士事務所 の執務室	寝室	居室兼物置
暖房器具	エアコン ファンヒーター 電気ストーブ	エアコン ファンヒーター 電気ストーブ	エアコン ファンヒーター	電気ストーブ

イ 水道の使用状況
本件建物における水道の使用状況は次のとおり。

使用期間 (日数)	第Ⅰ期 10/25～10/29 (5日間)	第Ⅱ期 10/30～12/28 (60日間)	第Ⅲ期 12/29～2/28 (62日間)	第Ⅳ期 3/1～4/29 (60日間)
使用量 (1日平均)	1m ³ (0.2m ³)	2m ³ (0.03m ³)	11m ³ (0.18m ³)	14m ³ (0.23m ³)
料 金	340円	3,740円	3,784円	3,861円

ウ ガスの使用状況
本件建物では、湯沸かしに灯油、調理には移動式IH調理器を使用しており、ガスは使用していない。

エ 灯油の購入状況

(ア) 灯油は、本件建物の外に設置されているホームタンクに入れたものと、店舗で購入したものを使用しており、ホームタンクのものには風呂、台所及び洗面所の給湯に、店舗購入分はファンヒーターに使用している。

(イ) ホームタンクの満タン時の容量は220リットルで、前の入居者が使用した残りがあつたこと

から、令和4年10月26日（支払いは同年11月2日）、176リットルを入れて満タンにした。その後、残量が減ったことから、令和5年4月29日に91リットルを入れて満タンにした。
(9) フランヒーター使用分は、月2回程度、容量18リットルのポリタンクに入れて購入している。

第3 当委員会の判断

1 当委員会の認定した事実

当選人が提出した証拠書類等及び当委員会が職権で行った質問等の結果、以下の事実が認められる。

(1) 当選人の住民登録及び本件建物の賃貸借契約等

ア 当選人の説明によると、当選人は大学への勤務状況等に合わせ、秋田市から八戸市へ、八戸市から階上町へと住所を移している。

イ 令和4年10月26日に階上町が発行した住民票によると、当選人は同日を転入日として、八戸市の住所から階上町の本件建物の住所地に住民登録をしている。

ウ 同住民票によると、当選人は単身世帯である。

エ 本件建物の賃貸借契約書によると、当選人は、令和4年10月16日、貸主との間で令和4年11月1日～令和6年10月31日を賃貸借期間とする賃貸借契約を締結している。

オ 貸主から聴取したところ、当選人は、賃貸借開始日の令和4年11月1日頃から本件建物に居住している。

(2) 本件建物における生活環境

ア 事業者発行の明細等によると、本件建物の電気及び水道は、令和4年10月25日から使用できる状況となった。

イ 当選人の説明によると、令和4年10月30日、本件建物に住むための最低限の荷物として、八戸市の実家から、テレビ、電子レンジ、ベッド、フランヒーター等を搬入した。

ウ 工務店の工事写真等によると、貸主は令和4年11月1日から本件建物の内装等の工事を行い、同工事は同月9日に完了した。

エ 当選人の説明によると、令和5年1月30日に秋田市のマンションを引き払い、同月31日、同マンションの荷物及び八戸市の実家に残っていた荷物から、ソファ、テレビ、机、テレビ等を本件建物に搬入した。

オ 光回線事業者の工事案内通知等によると、当選人は、令和5年1月8日、固定電話を設置するため、携帯電話店に光回線工事を依頼し、同年3月7日に本件建物において光回線が使用できる状況となった。

(3) 当選人の外出・宿泊状況

ア 当選人の説明によると、当選人が本件建物への居住を開始した令和4年11月1日から令和5年4月23日までの174日間のうち、本件建物以外に宿泊した日と理由は、11月3・4日の秋田市（大学出勤）、11月18・19日の秋田市（大学出勤）、11月25・26日の秋田市（大学出勤）、12月8・9日の秋田市（大学出勤）、12月21～23日の秋田市（大学出勤）、12月29日～1月3日の八戸市（年末年始の休暇）、1月6・7日の秋田市（大学出勤）、1月12日の秋田市（大学出勤）、1月13・14日

の大館市（大学入学共通テスト対応）、1月15日の八戸市（来訪者応対）、1月26～29日の秋田市（大学出勤、秋田市の賃貸マンション引払い）、1月30日の八戸市（秋田市の賃貸マンション引払いに伴う家財搬入・整理等）、2月12日の八戸市（法事）、2月21・22日の八戸市（妻の体調不良による看病等）の計31日間であり、本件期間の91日間では本件建物以外に宿泊したのは、計8日間である。

イ 秋田市の大学の出勤簿によると、当選人は、令和4年10月7日、同月14日、同月21日、同月28日、同年11月4日、同月11日、同月18日、同月25日、同年12月2日、同月9日、同月16日、同月23日、令和5年1月6日、同月13日、同月27日に出勤しており、秋田市の宿泊日と整合する。また、上記の出勤日はいずれも金曜日であり、当選人の説明のとおり毎週の授業のために出勤していることが認められる。なお、当選人の最後の出勤日は令和5年1月27日となっており、本件期間におけるその後の出勤簿は存在しない。

ウ 秋田市の大学の最後に出勤した上記令和5年1月27日は、大学が春休みに入る前の当選人の最後の授業の日であり、当選人の説明によると、同年3月12日の卒業式及び同年4月3日の入学式には日帰り出席しているものの、同年1月27日の授業後、秋田市の賃貸マンションの引き払いのために同月29日まで秋田市に宿泊した以降は、本件期間において秋田市には宿泊していない。

(4) 当選人の地域活動等の状況

ア 当選人は、本件建物の住所地の町内会に加入し、区長の領収書によると、令和4年11月12日に、同年12月～令和5年2月の3か月分の町内会費として780円を、令和5年6月11日に、令和5年3月～令和6年2月分の町内会費として3,200円を支払っている。

イ 当選人は、令和5年2月8日から、毎週水曜日に開催されている地域の卓球クラブに通っており、同卓球クラブの出席簿によると、本件選挙前の期間を除き、ほぼ毎週参加している。

ウ 当選人は、令和4年12月19日、階上町内の医療機関でインフルエンザの予防接種をし、階上町高齢者インフルエンザ予防接種済証の交付を受けている。

(5) 本件建物における光熱水費の状況

ア 電気の使用状況

(イ) 事業者発行の明細により確認できる本件建物の電気の使用状況は次のとおりである。

(4) また、東北電力株式会社ホームページで公表している令和3年度の平均的データによる1か月当たりの電気使用量は、青森県における単身世帯は10月125kWh、11月136kWh、12月152kWh、1月203kWh、2月171kWh、3月178kWh、4月143kWhであり、この数値を使用期間に当てはめて積算した数値は次のとおりである。

使用期間	使用量	単身世帯電気使用量平均 (令和3年度東北電力)
令和4年10月25日～11月20日	145kWh	118,89kWh
令和4年11月21日～12月19日	181kWh	138,49kWh
令和4年12月20日～令和5年1月19日	280kWh	183,26kWh
令和5年1月20日～2月17日	454kWh	182,40kWh

令和5年2月18日～3月19日	402kWh	176.27kWh
令和5年3月20日～4月19日	352kWh	159.47kWh

(ウ) 本件建物にはスマートメーター（電力をデジタルで計測して通信機能を併せ持ち、30分ごとの電気使用量を計測することができる新型メーター）が設置されているため、当選人が居住を開始したとして、令和4年11月1日から令和5年4月23日までのすべての日について、24時間にわたり30分ごとの電気の使用状況を確認したところ、当選人が本件建物以外に宿泊したと説明している日の電気使用量は、待機電力等により0kWh（0.1kWh未満）から0.2kWh程度で平坦に推移していることから、これを基準として、電気使用量が0.3kWh以上に上昇するような状態が1時間以上にわたり見られた場合は、家電製品のスイッチを操作するなど人為的に電気が使用された可能性が高く、電気使用量が有意に上昇しているものとして、電気使用量の推移を分析した。

(エ) その結果、令和4年11月1日から令和5年4月23日までの174日間において、当選人が本件建物以外に宿泊したとしている31日を除いた143日間のうち123日については、本件建物の中で人が生活しているとみられる電気使用量の有意な上昇があった。

また、本件期間の91日間で見ると、当選人が本件建物以外に宿泊したとしている8日を除いた83日のうち79日については、本件建物の中で人が生活しているとみられる電気使用量の有意な上昇があった。

なお、スマートメーターにより確認した電気の使用状況の詳細及び当選人の主な行動内容等は別表のとおりである。

イ 水道の使用状況

(ウ) 事業者からの聴取及び事業者発行の明細により確認・算出できる本件建物の水道の使用状況は次のとおりである。

(イ) また、東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、単身世帯の1か月あたりの平均使用水量は8.1㎡であり、この数値を使用期間に当てはめて換算した数値は次のとおりである。

使用期間	使用量	単身世帯水道使用量平均 (令和2年度東京都水道局)
令和4年10月25日～10月29日	1㎡	1.35㎡
令和4年10月30日～12月28日	2㎡	16.20㎡
令和4年12月29日～令和5年2月28日	11㎡	16.74㎡
令和5年3月1日～4月29日	14㎡	16.20㎡

(ウ) 令和4年12月28日換針時までの使用量は、東京都の平均値をかなり下回っているが、当選人は、本格的な冬になる前は銭湯によく行っていたこと、また、食事も弁当や外食で済ませることが多かった旨説明している。

(エ) 本件期間が属する令和4年12月29日以降は、使用量が東京都の平均値に近付いている。灯油の購入状況

(ウ) 給湯用ボイラーで使用する灯油については、業者の領収書等によると、令和4年10月26日にホームタンクを満タンにした後、令和5年4月29日に91リットルを入れて満タンにしており、令和4年11月1日から令和5年4月29日までの間に91リットルを使用したとすると、令和4年12月～令和5年3月の給湯用の灯油の使用量は61リットルと見込まれる。

(イ) フアンヒーターで使用する灯油については、領収書等はないが、当選人の説明によると、月2回程度、容量18リットルのポリタンクに入れて購入しており、フアンヒーターを使用すると思われる令和4年12月～令和5年3月の使用量は、18リットル×月2回×4か月で約144リットルと見込まれる。

(ウ) 総務省の家計調査（2022年12月～2023年3月）によると、青森市の2人以上世帯における令和4年12月～令和5年3月期の灯油購入金額の平均は51,960円である。また、資源エネルギー庁の石油製品価格調査によると、青森県における令和4年12月～令和5年3月の灯油店頭価格の平均は1リットルあたり、106.6円である。これらを用いて試算すると青森市の2人以上世帯における令和4年12月～令和5年3月の灯油購入量の平均は487リットルである。

(6) その他申立人が求める確認事項について

申立人は、上記当委員会の認定事実以外に、審査申立書及び反論書において、令和5年6月末までの電気・水道使用量、当選人の令和5年3月以前の移動手段及び同年3月以降のガソリンの使用量、食事・買い物等の領収書及び店舗等の詳細、並びに当選人に関する近隣住民の証言の確認を求めているが、同年5月22日までの電気使用量は、上記同年4月までの使用量と同様の推移となっており、同年6月30日までの水道使用量は、上記同年4月までの使用量と同様の推移となっている。

また、当選人の説明によると、移動手段は、令和5年3月以前から自家用車を使用している。食事・買い物等は、食事は自炊が7割程度、弁当や外食が3割程度であり、買い物は階上町内のスーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター等で行い、洗濯は本件建物の洗濯機とクリーニング店を併用し、入浴は本件建物での入浴やシャワーと銭湯を併用している。これらの領収書等は存在しない。

近隣住民の証言は、町委員会が聴取したもので確認できるため、当委員会として新たに確認はしない。

2 判断

(1) 当選人が本件建物で居住を開始した日について

前記認定事実を踏まえると、当選人は令和4年10月16日、本件建物につき、賃貸借期間を令和4年11月1日～令和6年10月31日とする賃貸借契約を締結し、令和4年10月25日には電気と水道を通じ、同月26日に階上町の本件建物の住所地に住民登録を移し、同月30日には生活に必要な家財道具を搬入している。

本件建物では、同年11月1日から同月9日まで改修工事が行われたが、3LDKの建物であり、工事中に生活することが可能であったこと、貸主も、当選人が賃貸借契約開始日の11月1日頃には住んでいたと話していることから、当選人は、令和4年11月1日頃から本件建物で居住を開始した

ものと認められる。

(2) 当選人の地域活動等の状況について

当選人は、令和4年11月12日に町内会に加入し、町内会の草刈りやごみ拾い活動、秋祭りなどの行事に参加しているほか、同年12月19日には町内の医療機関でインフルエンザの予防接種をして階上町高齢者インフルエンザ予防接種済証の交付を受け、令和5年2月8日から地域の卓球クラブにほぼ毎週参加するなど、令和4年11月以降、本件建物の住所地に居住していることを前提とした活動をしていることが認められる。

(3) 本件建物における光熱水費の状況について

ア 本件建物における電気の使用量は、通電を開始した令和4年10月25日以降、いずれの月も青森県単身世帯の平均値を超える使用があり、特に令和5年1月20日以降の使用量は平均値の2倍を超えているが、本件建物にはエアコン及び電気ストーブが各3台ずつ設置され、エアコンが主な暖房器具として使用されていることを考慮すると、使用量が多いことにも納得できる。

イ 本件建物における水道の使用量は、令和4年12月28日検針時まで、単身世帯の平均的な1か月あたりの使用量と比較すると少ないものではあるが、この点、当選人は、本格的な冬になる前は銭湯によく行っていたこと、また、食事も弁当や外食で済ませることが多かった旨説明しており、仮に同年11月1日から同年12月28日の58日間のうち、外泊した11日間(同年11月3日、同月4日、同月18日、同月19日、同月25日、同月26日、同年12月8日、同月9日、同月21日、同月22日、同月23日)を除いた47日間の間、1日にトイレを3回使用したとすると、水道を1,4100(100×3回×47日間)使用することとなり、これ以上の使用量はあることから、明らかに不自然であるとまではいえない。なお、令和4年12月29日以降は、単身世帯の平均的な使用量に近付いている。

ウ 本件建物における灯油の使用については、令和4年12月から令和5年3月の期間において、給湯用ボイラーで使用する灯油については61リットル、フレンヒーターで使用する灯油については144リットル、計205リットル程度を消費していたと見込まれ、青森市の2人以上世帯における令和4年12月～令和5年3月の灯油購入量の平均487リットルの半分弱であるが、当選人は単身世帯であること、当選人が主な暖房器具としてエアコンを使用し、フレンヒーター及び電気ストーブを併用していることを考慮すると、特段使用量が少ないとはいえない。

(4) 本件建物以外での生活の可能性及び当選人の生活の本拠について
ア 本件建物には令和4年11月1日以降、電気、水道、家財道具等の生活できる環境が整備されている。

イ 一方、当選人は階上町に転居する前は、八戸市の実家に住所を置き、また、令和5年1月30日まで勤務先の秋田市でマンションを借り上げていたことは当選人も説明しているところである。このため、八戸市の実家又は秋田市のマンションが当選人の生活の本拠であった可能性について、当選人の説明及び証拠書類等から認定した事実に基づき検討すると、別表のとおり、令和4年11月1日から令和5年4月23日までの174日間において、当選人が本件建物以外に宿泊したとしている31日を除く143日のうち123日について、本件建物における当選人の不在時とは異なる電気使用量の有意な上昇があり、これらの日において、当選人が八戸市の実家又は秋田市のマンション

で寝起きしていたと考えられることは著しく不合理であると言わざるを得ないことから、当選人は、本件期間を通じて本件建物の居住していたと認められる。

ウ 判例及び通知では、「選挙人が自己の勤務する会社等から転勤を命ぜられて他市町村に転出した場合において住宅の関係から妻子等家族の引越しが困難のため単身赴任して、下宿あるいは間借生活をしているときは、選挙人は赴任地に住所を有するものと解せられる」(昭和27年1月10日全選局長回答)として、赴任地を住所と解することが原則とされているところ、「家族を自宅に残し、単身赴任し、勤務地の寮に起居し、土曜、日曜毎に自宅に帰る場合は自宅を生活の本拠としていたと認められる」(昭和27年12月26日仙台高裁判決)、「勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している者の住所は、本人の日常生活関係、家族との連絡状況等の実情を調査確認して認定するものであるが、確定困難な者で、毎週土曜日、日曜日のごとく勤務日以外には家族のもとにおいて生活をともにする者については、家族の居住地にあるものとする」(昭和46年3月31日自治省振興課長通知)とある。本件については、当選人は勤務上の必要により居住地を左右されるような雇用関係にはない中、本件期間中、土曜日、日曜日を含め、ほぼ本件建物が滞在しており、客観的な居住の事実が認められることから、これを生活の本拠と認めることが適当である。

(5) まとめ

以上により、当選人は、令和5年4月23日の時点で引き続き3か月以上、本件建物を生活の本拠としており、階上町の区域内に住所を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有している。

第4 結論

以上によれば、申立人の本件審査の申立て理由は認められない。
よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和5年12月8日

青森県選挙管理委員会
委員長 畑 井 義 徳

法第207条の規定により、この決定に不服のあるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(別表) 当選人の行動内容及び本件建物における電気の使用状況等

年月日	当選人の行動内容等	スマートメーターにより確認した 電気の使用状況	
		電気使用量 (kWh)	30分ごとの使用量が 0.3kWh以上の上昇する 状態が1時間以上にお たり見られる日
令和4年			
10月25日(火)	本件建物の電気・水道開通		
10月26日(水)	住民票を本件建物住所へ移動		
10月27日(木)			
10月28日(金)			
10月29日(土)			
10月30日(日)	八戸市から本件建物へ家財搬入		
10月31日(月)			
11月1日(火)	本件建物賃貸借契約開始日	5.3	○
11月2日(水)		5.1	
11月3日(木)	秋田市泊	4.3	外泊
11月4日(金)	大学出勤(秋田市泊)	4.4	外泊
11月5日(土)		4.4	
11月6日(日)		6.4	○
11月7日(月)		4.4	
11月8日(火)		4.4	
11月9日(水)	本件建物改修工完了	8.0	○
11月10日(木)		4.9	
11月11日(金)	大学出勤(日帰り)	4.9	
11月12日(土)	町内会に加入	6.7	○
11月13日(日)		8.6	○
11月14日(月)		4.8	
11月15日(火)		4.9	
11月16日(水)		8.1	○
11月17日(木)		8.2	○
11月18日(金)	大学出勤(秋田市泊)	4.9	外泊
11月19日(土)	秋田市泊	4.9	外泊

11月20日(日)		6.8	○
11月21日(月)		6.6	○
11月22日(火)		7.9	○
11月23日(水)		5.0	
11月24日(木)		4.6	
11月25日(金)	大学出勤(秋田市泊)	2.1	外泊
11月26日(土)	秋田市泊	2.2	外泊
11月27日(日)		2.2	
11月28日(月)		4.9	○
11月29日(火)		6.4	○
11月30日(水)		4.2	○
12月1日(木)		5.5	○
12月2日(金)	大学出勤(日帰り)	2.2	
12月3日(土)		12.5	○
12月4日(日)		12.2	○
12月5日(月)		14.9	○
12月6日(火)		7.7	○
12月7日(水)		2.1	
12月8日(木)	秋田市泊	2.2	外泊
12月9日(金)	大学出勤(秋田市泊)	2.4	外泊
12月10日(土)		4.7	○
12月11日(日)		8.2	○
12月12日(月)		7.6	○
12月13日(火)		8.6	○
12月14日(水)		6.7	○
12月15日(木)	行政書士として登録	6.4	○
12月16日(金)	大学出勤(日帰り)	2.7	
12月17日(土)		8.9	○
12月18日(日)		11.5	○
12月19日(月)	陸上町内医療機関においてインフルエンザ の予防接種	7.7	○
12月20日(火)		7.9	○
12月21日(水)	秋田市泊	5.2	外泊
12月22日(木)	秋田市泊	5.1	外泊
12月23日(金)	大学出勤(秋田市泊)	5.1	外泊

12月24日(土)		5.1	
12月25日(日)		16.3	○
12月26日(月)		11.4	○
12月27日(火)		5.2	
12月28日(水)		9.1	○
12月29日(木)	年末年始の休暇(八戸市泊)	8.2	外泊
12月30日(金)	年末年始の休暇(八戸市泊)	12.2	外泊
12月31日(土)	年末年始の休暇(八戸市泊)	4.6	外泊
令和5年			
1月1日(日)	年末年始の休暇(八戸市泊)	4.6	外泊
1月2日(月)	年末年始の休暇(八戸市泊)	4.7	外泊
1月3日(火)	年末年始の休暇(八戸市泊)	4.8	外泊
1月4日(水)		13.6	○
1月5日(木)		9.7	○
1月6日(金)	大学出勤(秋田市泊)	4.9	外泊
1月7日(土)	秋田市泊	4.9	外泊
1月8日(日)	本件建物の光回線工事依頼	16.8	○
1月9日(月)		12.9	○
1月10日(火)		13.9	○
1月11日(水)		8.6	○
1月12日(木)	秋田市泊	4.6	外泊
1月13日(金)	大学出勤・大学入学共通テスト対応(大館市泊)	4.5	外泊
1月14日(土)	大学入学共通テスト対応(大館市泊)	4.5	外泊
1月15日(日)	来訪者対応(八戸市泊)	4.6	外泊
1月16日(月)		13.8	○
1月17日(火)		18.0	○
1月18日(水)		21.9	○
1月19日(木)		13.6	○
1月20日(金)		16.8	○
1月21日(土)		21.3	○
1月22日(日)		25.3	○
1月23日(月)		16.7	○
1月24日(火)		15.0	○
1月25日(水)		5.5	

1月26日(木)	秋田市泊	5.5	外泊
1月27日(金)	大学出勤(秋田市泊)	5.3	外泊
1月28日(土)	秋田市マンスョン引払い準備(秋田市泊)	5.4	外泊
1月29日(日)	秋田市マンスョン引払い準備(秋田市泊)	5.4	外泊
1月30日(月)	秋田市マンスョン引払いに伴う家財搬入・整理等(八戸市泊)	5.4	外泊
1月31日(火)	本件建物へ秋田市マンスョンの家財等搬入	21.3	○
2月1日(水)		22.2	○
2月2日(木)		23.0	○
2月3日(金)		22.2	○
2月4日(土)		17.0	○
2月5日(日)		17.8	○
2月6日(月)		13.8	○
2月7日(火)		20.1	○
2月8日(水)	卓球クラブ参加	15.5	○
2月9日(木)		16.2	○
2月10日(金)		17.9	○
2月11日(土)		16.6	○
2月12日(日)	法事(八戸市泊)	6.4	外泊
2月13日(月)		19.5	○
2月14日(火)		20.4	○
2月15日(水)	卓球クラブ参加	23.1	○
2月16日(木)		17.4	○
2月17日(金)		16.2	○
2月18日(土)		18.5	○
2月19日(日)		14.9	○
2月20日(月)		10.5	○
2月21日(火)	妻体調不良による看病等(八戸市泊)	16.2	外泊
2月22日(水)	妻体調不良による看病等(八戸市泊)	18.1	外泊
2月23日(木)		16.2	○
2月24日(金)		13.5	○
2月25日(土)		11.9	○
2月26日(日)		14.6	○
2月27日(月)		18.4	○
2月28日(火)		14.8	○

3月1日(水)	卓球クラブ参加	12.3	○
3月2日(木)		21.4	○
3月3日(金)		17.2	○
3月4日(土)		13.2	○
3月5日(日)		14.5	○
3月6日(月)		11.6	○
3月7日(火)	本件建物の光回線工事実施	13.9	○
3月8日(水)	卓球クラブ参加	10.4	○
3月9日(木)		9.0	○
3月10日(金)		6.0	
3月11日(土)		5.9	
3月12日(日)	卒業式・大学出勤(日帰り)	6.0	
3月13日(月)		7.4	○
3月14日(火)		11.5	○
3月15日(水)	卓球クラブ参加	16.5	○
3月16日(木)		15.8	○
3月17日(金)		18.5	○
3月18日(土)		13.8	○
3月19日(日)		9.2	○
3月20日(月)		10.5	○
3月21日(火)		8.5	○
3月22日(水)	卓球クラブ参加	7.0	○
3月23日(木)		11.7	○
3月24日(金)		8.8	○
3月25日(土)		15.2	○
3月26日(日)		10.1	○
3月27日(月)		10.0	○
3月28日(火)		13.2	○
3月29日(水)	卓球クラブ参加	10.8	○
3月30日(木)		14.8	○
3月31日(金)		11.8	○
4月1日(土)		10.9	○
4月2日(日)		16.7	○
4月3日(月)	入学式・大学出勤(日帰り)	10.1	○
4月4日(火)		8.4	○

4月5日(水)	卓球クラブ参加	11.0	○
4月6日(木)		12.4	○
4月7日(金)		9.1	○
4月8日(土)		15.0	○
4月9日(日)		12.6	○
4月10日(月)		13.1	○
4月11日(火)		9.2	○
4月12日(水)		10.3	○
4月13日(木)		11.9	○
4月14日(金)		11.6	○
4月15日(土)		11.3	○
4月16日(日)		11.7	○
4月17日(月)		12.6	○
4月18日(火)		10.9	○
4月19日(水)		10.5	○
4月20日(木)		9.9	○
4月21日(金)		9.1	○
4月22日(土)		10.9	○
4月23日(日)		10.9	○

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭